

最高裁秘書第3424号

平成29年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

5月9日付け（同月10日受付，最高裁秘書第2175号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法研修所が，司法修習生の出帰国記録を確認するために法務省入国管理局との間で授受した文書（一番最近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。